

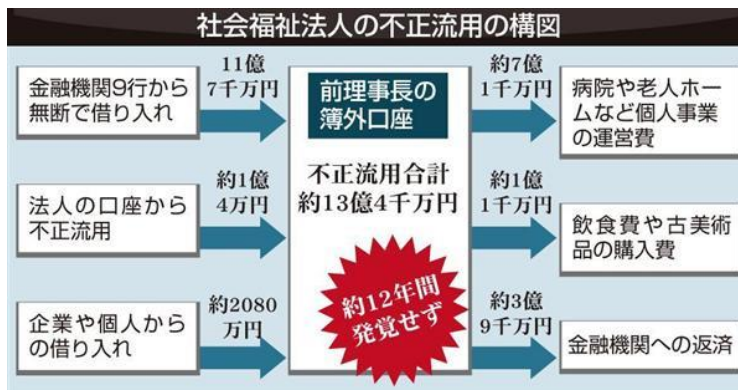


大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3093 号 2016.6.21 発行

「せこい」舛添氏と好対照…大胆すぎる「公私混同」、社福ワンマン理事長、13億円不正流用のカラクリ



産経新聞 2016年6月21日  
大阪府摂津市の社会福祉法人を舞台にした前理事長による不正流用の構図。飲食代や古美術品の購入にも流用され、度を越す「公私混同ぶり」が浮かび上がる

特別養護老人ホームなどを運営する大阪府摂津市の社会福祉法人で5月、前理事長の男性（70）が約13億4千万円を不正流用していたことが明らかになった。法人や摂津市によると、金融機

関から約1億7千万円を無断で借り入れて簿外で管理し、1億円以上を飲食代や古美術品の購入に流用。7億円余りは自ら設立した病院などの運営資金につぎ込んでいた。ワンマンといわれた前理事長は法人側に「わが法人の将来のために水面下で借金を重ねた」と説明したが、金の流れをみると、度を越した「公私混同ぶり」が浮かぶ。政治資金の公私混同問題で自ら辞職した前東京都知事の舛添要一氏が「せこい」なら、こちらはまさに「大胆不敵」だった。

### 妻のSOSで不正発覚

「夫が夜、眠れないと言っている。様子がおかしいんです」

1月中旬、前理事長（当時は現職）の妻からあわてた声で法人側に電話があった。すぐさま法人幹部が聞き取りをしたところ、前理事長は「実は内密にしていた負債がある。勝手に金を借りていたが、返せなくなった」と打ち明けた。

法人が調査を進めたところ、前理事長は平成16年から今年までの約12年間、法人名義で総額約11億7千万円を金融機関9行から無断で借入れ、簿外口座で密かに管理していた。借入れの際には、理事会の承認を得たように装った虚偽の書類を作成し、金融機関に提出する偽装工作までしていた。

法人が運営する診療所の資金約1億4千万円も簿外口座に入れていたが、前理事長が監査対象から外すよう指示していたため、今年まで発覚することはなかった。このほか、法人名義で企業や個人から借りて簿外口座に入れた約2080万円を合わせると、不正流用額は約13億4千万円に上った。

前理事長は1月下旬、退任した。

### 飲み代・掛け軸1億円超

一体、莫大な借入金は何に使っていたのか。

法人によると、金融機関からの借入れが始まった16年ごろから、前理事長は法人の

事業とは別に、個人で大阪府高槻市や大阪市、兵庫県などで老人ホームや病院など計6施設を設立。コンサルティング会社に運営を委託するなどし、それらの事業運営に約7億1千万円をつぎ込んでいた。しかし、大阪市の人工透析クリニックなどは経営が傾いて売却。残る施設も福井県の特別養護老人ホーム以外はすべて、昨年までに廃業に追い込まれた。

法人の調査に対し、前理事長は「将来的には（自分の事業を）法人の事業に加えるつもりだった」と釈明した。だが、流用先は事業ではなかった。大阪の繁華街のバーでの飲食費や、掛け軸など古美術品の購入に約1億1千万円を充てていたことも認めた。

前理事長が法人に残した負債は少なくとも約12億7千万円に上る。法人名義で金を借りていたため、返済能力のない前理事長に代わって法人が背負うことになる。不幸中の幸いと言えるのか、法人に対して27年度に国や大阪府、摂津市から支出された補助金計約7600万円は流用された形跡がなかった。

法人は大阪府と摂津市に調査内容を報告。さらに弁護士らでつくる第三者委員会を設置して不正流用の経緯や金の使途を本格的に調査しており、前理事長を業務上横領罪で告訴する準備を進めている。

### 「誰もモノ言えぬ存在」

不正流用の舞台となった社会福祉法人は昭和27年、前理事長の父親が設立。前理事長は46歳だった平成4年、後を継いで理事長に就いた。

その後、保育園やデイサービスなどを次々と立ち上げては自らの権限を拡大。これまでに年に複数回あった理事会の開催を年1回だけとすることや、約1億4千万円を流用した法人の診療所の口座を監査対象から外すことなどを決めた。法人職員の一人は「周囲がモノを言えない存在になっていた」と語る。

「社会福祉法人の理事長は工夫次第で私腹を肥やすことが可能だ。権力が集中する理事長らによって社会福祉法人が食い物にされる実態は確かに存在する」

大阪府内の別の社会福祉法人の男性理事はそう指摘し、社会福祉法人のトップはある種の“特権”を持っていると打ち明ける。

男性理事によると、社会福祉法人は、事業収入を社会福祉事業にしか原則支出できないなど資金の使途は規制されている。それゆえの信頼感からか、年度ごとに提出される「現況届」や都道府県の定期監査などで収支に不備が見つからなければ、不正経理が表面化することは少ないという。

一方で、理事長らが特権を生かして「袖の下」を受け取るケースもあるようだ。例えば、特別養護老人ホームでベッドや特殊な浴場設備などをリースで設置する場合、「契約を結んで毎月リース料を支払う代わりに、理事長ら経営陣が業者から毎月リベートをもらうこともある」（男性理事）という。

前理事長は、個人で運営していた病院の医療機器を業者からリースし、その代金にも不正流用した資金を充てていた。ただ、リベートを受け取っていたかは分かっていない。

### 行政の監督権限強化を

社会福祉法人の理事長らによる横領や不正流用は各地で相次いでいる。

兵庫県芦屋市の法人は今年6月、運営する保育園で、勤務実体がない理事長の母親が給与計約2200万円を受け取っていた疑惑が浮上。理事長の長女宅の家具などの購入代約170万円を園の備品購入代に偽装するなどして支出していたことも明らかになった。

また昨年4月には、大阪府高槻市の法人が運営する保育園で、元女性園長が領収書を偽造するなどの手口を繰り返し、運営費約4900万円を着服していた。園には出納担当の職員もいたが、経費の管理は元園長が実質的に行っており、職員が内部告発するまで表面化しなかった。

カネ絡みの不祥事が相次ぐ背景には、社会福祉法人トップへの権力集中が浮かぶ。不正を未然に防ぐための手立てはあるのか。

前出の男性理事は「不正が明るみになれば社会福祉法人のマイナスイメージにもつながる。資金の管理を理事長らトップだけに任せるのは避けるべきだ」と指摘。「社会福祉法人

だけでなく、行政による指導・監督権限を強化しなければ不適切な行為はなくなるだろう」と話した。

## 女子大学生刺傷事件から考える、ストーカーの疾患性と対策

小早川明子×荻上チキ

シノドスジャーナル 2016年6月21日

音楽活動をしていた大学生の富田真由さんが東京都小金井市のライブ会場付近で刺され重体となった事件。警察はなぜ、被害者を守ることができなかったのか。加害者に対する心理療法・カウンセリングを行うNPO法人「ヒューマニティ」理事長・小早川明子氏を解説に招き、具体的な事例とともにストーカーの疾患性と対策について改めて考える。2016年05月24日放送TBSラジオ荻上チキ・Session-22「女子大学生が襲われた事件～ストーカー被害とメディア問題」より抄録。(構成／大谷佳名)

### 典型的なストーキング

荻上 今日ゲストをご紹介します。『ストーカーは何を考えているか』(新潮社)などの著書がある、NPO法人「ヒューマニティ」理事長の小早川明子さんです。よろしくお願ひします。

小早川 よろしくお願ひします。

荻上 「ヒューマニティ」では、ストーキングの加害者と向き合ってカウンセリングを行っているということですが、普段はどういった活動をされているのですか？

小早川 まずはストーキングの被害者の相談に乗り、カウンセラーが中心となって解決まで付き添っていきます。その過程においては、加害者と会うこともありますし、弁護士を紹介したり、警察に同行することもあります。ストーカー被害を本当の意味で終わらせるという気持ちで取り組んでおります。

荻上 どういった相談が多いのでしょうか。

小早川 一番多いのは、交際していた相手が別れ話に納得せず付きまどってくるというケースです。これは男女間の場合で、全体の6割くらいを占めています。現在の法律では、男女間以外はなかなかストーカー規制の対象になりにくいのですが、実際は親子間、友人間、上司部下、ご近所など、さまざまな被害が起きています。

荻上 ストーカー被害そのものが増加傾向にある、あるいは相談件数が増えているなどはお感じになりますか？

小早川 16年間この活動を続けておりますが、相談は増えもしませんし、減りもしません。ただ世間的には、被害そのものは圧倒的に増えていると思います。実際に、ストーカー被害の認知件数も増加しています。

荻上 それは、ストーカーが社会的に問題視されるようになり、被害者が声を上げやすくなってきたということでしょうか。

小早川 それもあると思いますが、やはりここ数年でネットの情報が増え、SNSなどの通信手段も増えて、ストーキングが簡単に出来るようになったことが考えられます。Twitterやブログへの書き込みも含めてSNSにおける被害が非常に増えています。今はメールよりもLINEを使った被害が多いです。

荻上 今回の事件ではTwitterを使った執拗な粘着があったということですが、報道のされ方についてはどのようにお感じになっていきますか。

小早川 たまたまメールアドレスを知らないからTwitterに書き込んでいただけで、もし知っていたらメールをたくさん出したでしょうし、電話番号を知っていたら電話をかけていたはず。しかも、彼は待ち伏せもしていますので、SNSの中の事件では決してないと思います。

荻上 実際にプレゼントを送ったり、送り返されて憤慨したということも報道されていますよね。リアルなストーキング行為にSNSも付随しているという印象でしょうか。

小早川 そうです。自分の愛情を受け取ってくれないことに対する怨恨ですよね。典型的

なストーキングだと思えます。

**やめたくてもやめられない**

**荻上** ストーカーの定義というのはいくつあるのでしょうか。

**小早川** どんなタイプのストーカーにも共通するのは、特定の相手に対する過剰な関心が全然とれないこと、相手の反応を欲しがる禁断症状がある、ということです。これがあればストーカーだと感じていいと思います。また、行動としては許可なく接近してくる（無許可接近）ことが挙げられます。

**荻上** 恋愛感情の有無は関係ないのでしょうか。

**小早川** 私は関係ないと思っています。法律で恋愛感情縛りがあるのは日本だけです。「恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で」と規定されており、それ以外の動機によるストーキングは処罰対象になっていません。

**荻上** 執拗なつきまとい行為ということであれば、恋愛関係以外においても、親子関係や仕事の関係、あるいはネット上で人種差別などと結びついて粘着してくる人もいたり、幅広く多くの方が被害にあっていますよね。

**小早川** はい。ヘイトスピーチもネットの差別的な書き込みもストーカーと同様の嗜癖性が生じていると思います。やめようと思ってもやめられない状況に陥ってしまうのです。単なるクレマーの場合は、異議申し立てをしてお金を返してくれて謝罪をしてくれれば、そこで問題は解決します。しかし、嗜癖性が生じるとその行為自体が止められなくなります。私はそうになったらストーカーと呼んでよいと思います。ストーカーの場合は、「なぜ俺を捨てたのか」、「なぜ返事をくれないのか」、と文句をいう。「ごめんなさい」と返事をされても、そこで終わりません。

そもそも解決したくないので、「もっと謝ってよ」「これから心のケアをしてね」などと言って、延々と続いてしまうわけです。加害者自身も辛いので、何がゴールか分からない、行動を制御できない状況に陥ってしまう。ブレーキのない車みたいなものですよ。

**荻上** 一つの依存性があるような印象がありますね。

**「自分こそが被害者」**

**小早川氏**

**荻上** ストーカーの危険度の見分け方などは議論されているのでしょうか。

**小早川** 私は一応、見分けるようにしています。というのは、被害の程度や危険度を被害者本人も把握しておく必要があるからです。なので、相談に来られたときに一緒に検討するようにしています。どのくらいのレベルのストーカーなのか、民事訴訟できるくらいの行為なのか、あるいは警察に取り締まってもらえるくらいの行為が起きているのか。客観的な行為で見分けることは意外と簡単です。

ところが、ストーカー規制法にも脅迫罪にもあたらない、行為自体としては何も危険ではないように見えるが、加害者心理としては非常に危険だというケースもあります。それを見分けることは非常に難しいです。

たとえば以前、こんな相談がありました。ある男性から告白され、それを断った。ところがその後、「告白してごめんなさい」と一年間ずっと謝り続けていたそうです。女性が警察に相談しても、謝っているんだし別に危険ではないんじゃないか、という対応なんですね。本人も「まあ優しい人だったし、危険ではないのかも」と思っていたのですが、私は非常に危険だと感じました。どう見ても異常な行為ですし、非常にストレスフルになっているはずですよ。

実際に、もう少しで危険なことが起きかねないような状況でした。このときの対応としては、被害者を一人にしないため警備員を配置しました。すると加害者がやって来たので、そこで捕まえて話をしました。

私は、介入して相手に話をする活動を活動の主軸としています。被害者が救われるために



は相手は変わらなければいけません。ブレーキが搭載されなければいけないのです。それには手順があり、まずは相手の言い分を聞きます。だいたいストーカーは、自分が被害者だと思っている人が多いです。自分が捨てられた、傷つけられたと思っているので。

**荻上** 今回の加害者の場合もプレゼントを送ったのに反応がないとか、送り返されたことについて、いろいろな人に向けてリプライを送っていたということですが、これはまさに被害者感情ですよ。

**小早川** SNS でブロックされた、もしくは着信拒否された、それで「捨てられた、切り捨てられた」と言って、自分を被害者という立場に捉えて憎悪を膨らませていくわけです。なので、「文句があるなら私が聞きますよ、あなたも苦しいのではないですか」と言うと、たくさん喋り始めます。「自分こそが被害者なんです」と。「やっていることはストーカー行為かもしれませんが、道義的には相手が悪い」とか、まあ、すごいことを言うてくるんです。それをずっと聞いていって、一つ一つ言い分を潰していきます。そうすると、最終的に2、3カ月もすると、「僕の言っていることは通らないんだな」と、そこでやめる人もいます。

ところが、それでもやめられない人も中にはいるのです。それをどうするかという問題もありますが、カウンセリングの主軸としては、まずは加害者の考え方を修正していくために事実を確認する。「本当に彼女があなたを見下しているのか」など、加害者がこだわる事柄を、一つ一つ、一緒に検討していきます。そしてときには、事実確認のために被害者にも協力してもらい、「加害者はこう言っているけど、どういう意味なの？」と確かめることもあります。

被害者に多いのは、恨まれるのを恐れて別れ話のときにはっきりと「NO」と言っていないことです。だから、「やり直すつもりなのに、なんで話を聞いてくれないの」「もう一回くらい会ってくれてもいいでしょ」と言ってつきまとってくる。被害者の気持ちを分かっている人が多いです。

まだやり直せるとか、少なくとも同情はされているはずだと信じ込んでいるので、そこで私が代わりに被害者の気持ちを聞きに行く。「嫌いって言っていますよ」と伝えると、「本当ですか!」と怒ったり泣いたりするわけですが、事実をまず一旦受け止めることも大事なのです。

**荻上** 第三者が介入することは、それくらいの出来事なんだというメッセージを伝える効果もあると思います。他方で、間に入ることによって「お前が嘘をついている、会えば分かりあえるはずだ」というように食い下がってくる人もいませんか？

**小早川** 意外といません。私のキャラクターというのものもあるかもしれませんが、事細かい事実を踏まえてお話しするので、私が操作しているとは思われません。

**荻上** なるほど。一方で、2、3カ月経っても解決しないケースも中にはあるわけですよ。

**小早川** はい。それは、さきほど言った依存性という問題も関わってきます。つまり、「彼女が悪いのではなくて自分が非常識だった」、「もう離れなくてはいけないことも分かった」、「別れとは一方的でも仕方がないということも、相手が自分を嫌いになる権利があることも分かった」、「でも、自分はその人がいないと生きていけない、死んでも彼女のそばにいたい」そんなことを言い始める人も中にはいます。

実はそこがチャンスなんです。「離れられないのは彼女のせいではないと分かった。それなら、あなたが自分の問題として彼女を必要としているだけなんじゃないの？ どうしてそんなに苦しいんだろうね。一人で生きていけないんだろうね」と言うと、そこで初めて自分に問題があるんだと思える。

言い分を聞かず、取り扱いもせずに、藪から棒に「あなたが弱いんじゃないか、あなたの問題じゃないか」と言っても本当の原因に辿りつけないわけです。ですから皮をむくように加害者にアプローチし、「ようやくそこに気づきましたね、セラピーを受けてみませんか」と言うと、「じゃあ受けます」ということで、今度は心理療法をやってみるんです。

**荻上** そこでようやく治療の段階に移るんですね。

小早川 最初から「あなたは病気だから治療しなさい」と言っても、「はい、分かりました」とはいかないわけです。どのように治療につなげるのか、カウンセリングやセラピーにつなげるのか、という繋げ方の問題は、ストーカーに治療法はあるのかという問題と双璧のテーマです。

### ブレーキを補う

荻上 治療に関して難しそうだと感じるのは、今おっしゃったように皮を剥いていった結果、相手に依存していることが分かったというケースと、あるいは妄想も含めた疾病と噛み合わさって、一つの症状としてストーキング行為に出ているケースもあると思います。そのあたりはどのように治療されますか。

小早川 まず、疾病があるなら疾病の治療をします。別に疾病がなくても、ストーカー特有の「行動制御ができない」という疾病、精神医学の世界ではまだ疾病として見られていませんが、それがまさにストーカーという疾患性の核であると考えています。従来の精神治療で対処しなくてはいけないものは、皮を剥いていくときに一番上のところにありますので、まず、その症状を取り除きます。統合失調症があれば統合失調症の治療を受けてもらう。それですっかりストーキングをやめたという方もいらっしゃいます。

一方で、自閉症スペクトラムなど、思い込みが強くなるという形で症状が出るような方、あるいはコミュニケーション障害、妄想性障害による関係妄想があった場合など、なかなか治療自体が難しい場合もあります。それはもちろん、ストーカー問題だけに現れるのではなく、いろいろな問題として現れてくるものです。ただ、ストーカーという疾患性とは何かというと、私は「やめようがない」ということに行き着くと思います。

セラピーをしてもまだやめることができない人はいます。私もずっと、治療法はないんだ、恨みを消す薬はないのだと諦めていました。ただ、あるとき「条件反射制御法」という治療法の開発者から声をかけていただいて、以来、10名ほどが治療を受け、1人を除いては、本当に相手に対する関心が消去されたくらいに軽減しました。これに関しては良かったなと希望を感じました。

そもそも、治療と心理療法・セラピーの違いはなんなのかというと、心理療法やカウンセリングの目的は、人間とは不完全なものだと理解すること、そして不完全な相手も自分も許せるようになる、その心境に立つことを目指しています。それは医者でなくても、心理に詳しい者であればできることです。一方で、治療に期待しているものは私たちではできないことです。人間には不足がある、それを許せるようになる成長や成熟のテーマではなく、不足があるところを補ってくださいということなのです。

何を補わなくてはいけないかというと、「ブレーキがない」というところを補ってください。ブレーキさえできれば、もう一度心理療法に戻したときに彼は成長もできます。そういう連携が、医者とカウンセラーであるべきだと私は思っています。

### 警察はなぜ事件を防げなかったのか

荻上 ストーカー事件では警察が早く介入して逮捕すべきだとか注意すべきだという議論になりがちですが、一方で、加害性を自覚してもらった上で更生や治療に繋げていくことも重要ですよね。小早川さんのケースでも、真っ先に警察に行くわけでは必ずしもないわけですか。

小早川 はい。処罰だけで解決できるなら警察に捕まえて貰えばすむ話ですが、刑務所から出てきても「まだ殺したい」と言っている人はいるわけです。そうした方々の再犯をどう防ぐかという問題は非常に大事です。犯罪性を取り締まることと、疾患性を治すという二つの柱がどうしても問われてきます。

荻上 今回の事件では、被害者の富田さんの母親が最初に岩崎容疑者の自宅を管轄する京都府の警察署に相談したところ、警視庁に説明するように言われたと報道されています。その後、警視庁・武蔵野署を訪れて岩崎容疑者の名前を伝えた上で「ブログやツイッターへの執拗な書き込みを辞めさせて」と相談していたということでした。ある意味、たらい回しのようなことが起きているわけですが、この対応についてはどのようにお感じになり



ますか。

**小早川** 加害者が京都にいますので京都で受けてもおかしくない案件ではないかと私は思います。加害者がどこに住んでいるのかということも被害者が把握しているわけですね。違法行為が起きているかは別にしても、そこで加害者に話を聞いたり、もう少し深い対応をしても良かったはずですよ。

**荻上** その後、継続的に対応するというので、110番登録（110番があったときには対応するように登録すること）はしていた。けれども、警備をしていたわけでもなく、緊急性が高いと判断していなかったために本部の部署には情報が届けられていなかった。このあたりについてはいかがでしょうか。

**小早川** たしかに Twitterなどで「死にたい」とか「犯罪します」という内容の書き込みをされるといふ案件は山ほどあるので、もし見ていたとしても緊急だから人員を配備しようという判断になるかというとなかなか難しかったかもしれません。

しかし、少なくとも「女性一人でコンサート会場に行っても大丈夫」というような雰囲気でも返したとしたら、それは問題ではないかなと思います。待ち伏せもあったわけですから、これはストーカー事件として考えて、本部にも情報を挙げ、加害者に対して指導をし、被害者には安全配慮を行うべきだったと思います。

実は、同じような事件が2013年8月に神奈川でありました。関西地方に住む15歳の少年が、Twitterで交際している女性がTwitterからいなくなってしまったので、恨みを感じて殺しに来たというケースです。このとき神奈川県警は本部と所轄が一丸となって対応し、関西地方の警察に口頭指導をするように連絡していました。

ところが、神奈川県警が少年に直接連絡をいれたところ、本人がいなくなっていた。すぐに刑事課とも連携を取り、捜査をしたところ、関東に向かっていることが分かりました。そして、県警本部の課長が被害者の自宅の前に立っていたところ、本人が刃物を持ってやって来たので逮捕したと。

このとき事件にあたった神奈川県警のチームリーダーが、「相談に対応した署員が危険ではないと判断したときが一番怖い」とおっしゃっていて、私は非常に感動しました。相談を受けた担当者は日々忙しくいろいろな案件を見ているなかで、どれが危険なのか判断できないかもしれない。

しかし、所轄の人が危険でないと判断しても、一步引いた本部であるからこそ、やらなくてはいけないと判断できたとしたらそれは素晴らしいことです。しかも、県をまたいで連携ができ、刑事課も入ったことで事件を水際で防ぐことができた。こうした警察の成功例を生かしていくことも大事になってくると思います。

**荻上** 警察に相談するときに危険ではないと判断されないためには、どうすればよいのでしょうか。

**小早川** 遠慮しないということです。「とにかく怖い」、「身の危険を感じる」、「殺されるかもしれない」と必死で訴えることが重要です。私はまだ大丈夫ですよという雰囲気だと、「そうですか」となってしまうので。また、「どうしたら良いでしょうか?」というような相談ではなく、むしろ、こうしてくださいと具体的な要望を伝えることも効果的だと思います。今回のような場合だと、「私はコンサートに出演するけど本当に怖いんです。なんとか一人でも配備してもらえませんか」とか。

**荻上** それでもなかなか現場が動かない場合もあつたりしますよね。自分で証拠集めをしておくことなども必要になってくるのでしょうか。

**小早川** 私は相談に来た方には、SNSでのやりとりを紙でプリントアウトして、警察に持っていくように言っています。それから、こういう書き込みがあるとマーカーを入れてビジュアルで訴えるような工夫をしたり、共感してもらえよう話しかけ、プレゼンテーションの仕方も教えています。

**荻上** 警察の側の意識啓発は進んでいるのでしょうか。

**小早川** 今年度から外部の講師を招いて警察官向けに研修をするという予算もついています。

